

泉佐野市国土強靱化地域計画【概要版】

計画策定の考え方

- 平成 25 年 12 月 「国土強靱化基本法」 公布・施行
→ 地方公共団体は国土強靱化地域計画を定めることができる（基本法第 13 条）
 - 平成 26 年 6 月 「国土強靱化基本計画」 閣議決定
- 泉佐野市において、大規模な自然災害が発生しても致命的な被害を負わないの「強さ」と、被災後も、「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」をつくりあげる。
- ※ 国の財政的支援についての考え方
「地域計画に基づき実施される取組に対し、交付金・補助金等の交付の判断にあたって、一定程度配慮」（平成 29 年 1 月 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議において決定）

基本的な考え方

【計画の目的】

「起きてはならない最悪の事態」36 ケースを想定し、これらの事態を回避し、より適切に対応するため、既存の施策を総点検し、漏れがないよう体系的に整理したうえで取組みを推進

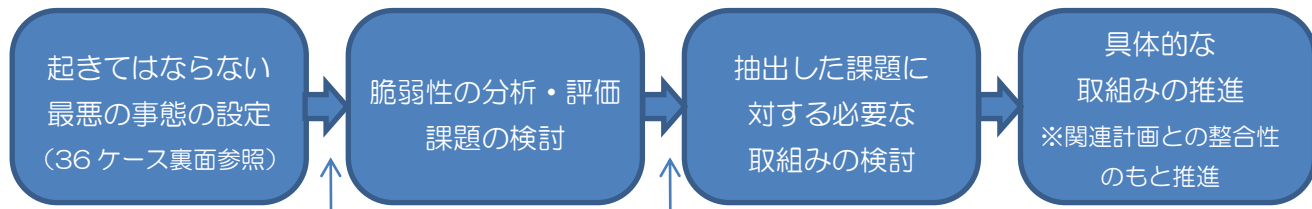
【対象とする災害（リスク）】

大規模自然災害：地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）

【計画の期間】

平成 39(2027)年度までを見据えて策定。
今後の社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直す。

【計画のイメージ】



基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- ④ 迅速な復旧復興を図る

基本的な方針

- ① 市民等の主体的な参画
- ② 効率的・効果的な施策推進
- ③ 的確な維持管理
- ④ 広域連携の取組み
- ⑤ 地域特性に応じた施策の推進

【進捗管理】

- 本計画に掲げる関連施策は、国の計画である「国土強靱化基本計画」、府の計画である「大阪府強靱化地域計画」と絶えず整合性を保ちつつ、総合的かつ計画的に実施する。
- 施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図る。

脆弱性評価に基づく取組みの推進

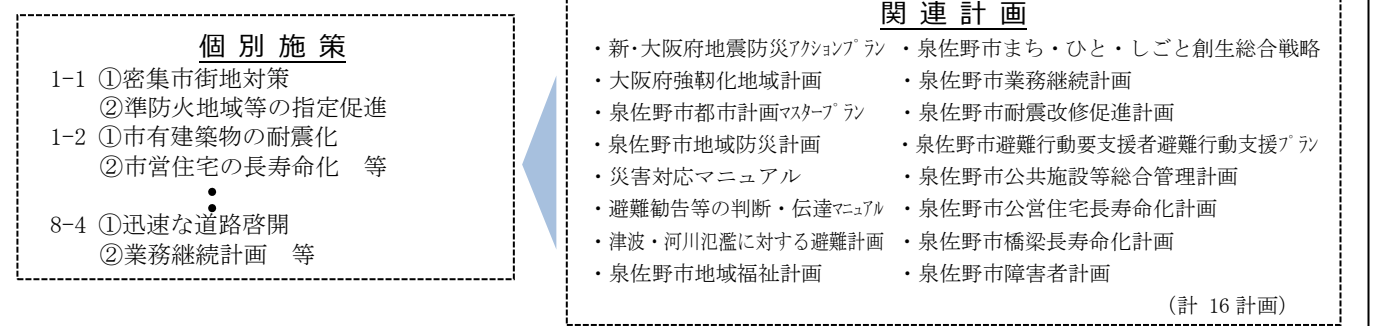
脆弱性評価

◆「起きてはならない最悪の事態」を回避するための課題を検討

- 1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・・・⇒ 密集市街地対策 等 18 項目
- 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災・・・⇒ 市有建築物 等 7 項目
- 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生・・・⇒ 防潮堤の津波浸水対策 等 8 項目
- 8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊・・・⇒ 迅速な道路啓開 等 2 項目（計 134 項目 一部重複有り）

必要な取組みの検討

- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとに抽出した課題に対し必要となる取組みを総点検
- ◆関連計画を基に必要な個別施策を検討（取組内容・現状・目標等）
- ◆取組みに漏れがないよう部局間調整を実施



具体的な取組みの推進

- ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとに具体的な取組みを整理
 - ◆関連計画に基づき個別施策を推進
 - ◆「起きてはならない最悪の事態」ごとの進捗管理を実施
- 【記載例】 起きてはならない最悪の事態
「2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」

課題（脆弱性評価結果）

個別施策

2-1①
広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保が必要である。

①広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（道路公園課）

取組	＜緊急交通路の未整備区間の整備と通行機能確保＞		
	・ 円滑な防災・減災活動の展開や迅速な復旧・復興活動を支える交通路の多重性や代替機能の確保及び防災拠点や交通結節拠点へのアクセス等向上、隣接市町間連携の強化を図るため広域緊急交通路や鉄道主要駅と一体となって機能すべく地域緊急交通路（16 路線）を選定し道路建設や改良等整備を計画的に進めてきており、未整備である 3 路線（泉佐野土丸線、熊取駅西線、熊取駅西 1 号線）の整備を推進する。		
	・ 地域緊急交通路として新たに新家田尻線を指定し、防災拠点である泉佐野南部公園への緊急交通路としての整備を推進する。さらに、広域緊急交通路の阪和自動車道を補充する道路として期待できる（仮称）京奈和開空連絡道路の整備を推進する。		
＜無電柱化の推進＞			
・ 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化するべき地域」のうち、広域緊急交通路及び地域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。			
	現状 (未記載の場合平成 29 年)	目標 2018～2022 年度 (平成 30～34 年度)	目標 2023～2027 年度 (平成 35～39 年度)
	○ 地域緊急交通路の整備率 (81% (13 路線/16 路線))	○ 地域緊急交通路の整備率 (94% (15 路線/16 路線))	○ 地域緊急交通路の整備率 (100%)
関連計画	泉佐野市地域防災計画（平成 28 年 7 月修正） 大阪府強靱化地域計画 II-2-1②（平成 2 8 年 3 月）		

「起きてはならない最悪の事態」とそれらを回避するための具体的な取組み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		必要な取組み（起きてはならない最悪の事態を回避するための課題）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生	密集市街地等の対策、準防火地域等の指定促進、消防用水の確保対策 等	計 18 項目
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	市有建築物の耐震化、市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進 等	計 7 項目
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	防潮堤の津波浸水対策、水門等の点検、整備の推進 等	計 8 項目
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進 等	計 2 項目
		1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	ため池の防災・減災対策の促進、住民との協働による土砂災害への備え 等	計 5 項目
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	ため池の防災・減災対策の促進、津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達 等	計 11 項目
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等	計 7 項目
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等	計 3 項目
		2-3	警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団の機能強化、自衛隊等の広域支援部隊との連携強化による受援力の向上 等	計 3 項目
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	迅速な道路啓開の実施、災害拠点病院等における燃料確保の促進 等	計 2 項目
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者対策の充実	計 1 項目
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化、医薬品、医療用資器材の供給不足への備え 等	計 4 項目
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施、下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 等	計 4 項目
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	役所機能の機能不全	市役所等の耐災化の推進、防災情報の収集・伝達 等	計 5 項目
		3-2	行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	市有建築物の耐震化、災害時の職員初動対策の向上 等	計 3 項目
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	防災情報の収集・伝達	計 1 項目
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化	計 1 項目
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	市内企業における事業継続計画(BCP)等の作成 等	計 2 項目
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	石油コンビナート等防災対策	計 1 項目
		5-3	食糧等の安定供給の停滞	被災農地等の早期復旧支援	計 1 項目
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	ライフラインの確保	計 1 項目
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道の早期復旧及び飲料水の確保、生活用水などの確保	計 2 項目
		6-3	汚水処理等の長期間にわたる機能停止	下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 等	計 3 項目
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等	計 4 項目
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶	水道の早期復旧及び飲料水の確保、生活用水などの確保	計 2 項目
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地等での複合災害の発生	密集市街地等対策、文化財所有者・管理者の防災意識の啓発、広域避難地等の確保 等	計 4 項目
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	石油コンビナート等防災対策、防潮堤の津波浸水対策、水門等の点検、整備の推進 等	計 4 項目
		7-3	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等	計 2 項目
		7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の防災・減災対策の促進、下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 等	計 2 項目
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出	石油コンビナート等防災対策、有害物質（石綿）の拡散防止対策 等	計 2 項目
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	山地災害対策の促進	計 1 項目
		7-7	風評被害による地域経済等への甚大な影響	正しい情報発信	計 1 項目
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適正処理	計 1 項目
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	迅速な道路啓開の実施、業務継続計画及び復興計画の策定	計 2 項目
		8-3	避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態	避難所の確保と運営体制の充実、福祉避難所の確保、被災者の心のケア対策体制の充実 等	計 12 項目
		8-4	鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	迅速な道路啓開の実施、業務継続計画及び復興計画の策定 等	計 2 項目

計 36 ケース

計 134 項目